

(証券コード2354)
2025年5月2日
(電子提供措置の開始日 2025年4月30日)

株 主 各 位

北九州市小倉北区米町二丁目1番21号

株式会社 YE DIGITAL

代表取締役社長 玉 井 裕 治

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっておりますので、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、「株主総会情報」を選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ye-digital.com/ir/stock/>

また、当社ウェブサイトのほか、インターネット上の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「YE DIGITAL」または証券「コード」に「2354」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

本株主総会につきましては、法令および定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、全ての株主様に対して送付することといたしました。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご返送くださるか、4頁から5頁の「議決権行使等のご案内」をご高覧のうえ当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2025年5月22日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2025年5月23日（金曜日）午前10時から（開場 午前9時）
2 場 所 北九州市小倉北区米町二丁目1番21号 APエルテージ米町ビル6階
株式会社YE DIGITAL本社 プレゼンテーションルーム

3 株主総会の目的事項

報告事項 第48期（2024年3月1日から
2025年2月28日まで）

- 1 事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（金銭）決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額（金銭）決定の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容の決定の件

第8号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容の決定の件

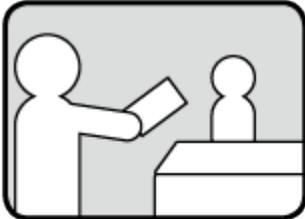
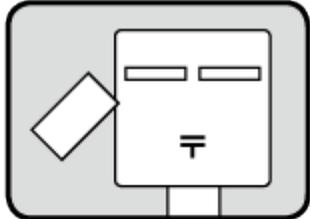
以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
- ・業務の適正を確保するための体制およびその運用状況
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・計算書類の個別注記表
 - ・株主資本等変動計算書
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容等を掲載させていただきます。
- ◎株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使等のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法については、つぎの3つの方法がございます。

株主総会ご出席	郵 送	インターネット
		
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。	同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。	当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。 ※次頁参照
株主総会開催日時	行使期限	行使期限
2025年5月23日（金曜日） 午前10時	2025年5月22日（木曜日） 午後5時15分	2025年5月22日（木曜日） 午後5時15分

【代理人による議決権行使】

株主様ご本人に代わって、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

【重複行使の取り扱い】

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

(1) 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止いたします。)

また、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただくことが必要となります。

スマートフォンでの議決権行使につきましては、同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

(「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

当社の指定する議決権行使サイト	https://evote.tr.mufg.jp/
インターネットによる議決権行使期限	2025年5月22日（木曜日） 午後5時15分

(2) 利用環境の制限

インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合がございます。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

《機関投資家の皆さまへ》

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以 上

事業報告 (2024年3月1日から 2025年2月28日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境に改善の動きが見られ、設備投資も増加傾向にある等、景気は緩やかに回復しておりますが、物価上昇を背景とした消費の落ち込みや人手不足による供給制約、地政学リスクの長期化、中国経済の停滞や米国の政策動向等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

そのような中、当社グループが属する情報サービス業界では、生成AI等の新たなデジタル技術が社会や生活の中に広まってきており、企業においては、デジタル技術とデータを活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、業務の効率化や人手不足の解消につながる自動化等のデジタル関連投資は増加しております。

このような環境において、当社グループは、中期経営計画（2022-2024）の最終年度として、次期中期経営計画に向けて事業構造のシフトチェンジと事業資本への積極的な投資等により高成長軌道を描く起点となるべく取組んでまいりました。

ビジネスソリューション事業において、大規模プロジェクト遂行・管理の徹底と品質確保、戦略的パートナーとの連携を軸としたERP領域の新規開拓・拡大に加え、運用におけるデジタルとデータを活用した新たなサービス展開の促進等によって事業拡大を図ってまいりました。

IoTソリューション事業においては、物流DX分野では、需要旺盛な市場への当社ソリューション「MMLogiStation」の拡販加速によって事業拡大を推進してまいりました。年度後半に、品質問題への対応により事業成長が鈍化しましたが、事態も収束し、再加速による成長軌道回帰に取り組んでおります。畜産DX分野においては、政府の飼料流通合理化支援に応じ飼料メーカーやJA等を中心としたエリア拡販展開（面攻勢）による受注拡大、スマートシティ分野では駅周辺地域の再開発事業等をターゲットに自治体へ向けた営業攻勢の強化やパートナーとの連携強化等により事業展開の加速を図ってまいりました。

サービスビジネスにおいては、ビジネスDXサービスモデルの深化と拡大、物流DXサービスセンターを最大限に活用したサービス化を促進する等、ストック率の拡大、安定的かつ高収益ビジネス化を促進してまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、物流DX事業での品質問題対応の影響により、受注

高は195億4百万円（前連結会計年度比2.6%減）、売上高は199億44百万円（同2.3%増）、利益面でも、営業利益14億8百万円（同5.4%減）、経常利益15億29百万円（同1.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億38百万円（同4.9%減）となりました。

【ビジネスソリューション事業】

当事業では、ERPソリューションは当社プライムでのビジネスDX推進・構築をはじめとする企業DX推進の需要により高水準で推移し、自動車製造業向けシステム構築では新規システム案件対応により前年度に比べ増加しました。健康保険者向けシステム構築は大規模プロジェクトの一巡により前年度から減少し、移動体通信事業者向け開発も前年度に比べ減少しました。

その結果、受注高は158億24百万円（前連結会計年度比0.1%増）、売上高は158億37百万円（同5.4%増）となりました。

【IoTソリューション事業】

当事業では、物流DX事業は、旺盛な需要に対するソリューション拡販により好調に推移したことで前年度に比べ増加し、スマートシティ向けソリューションやインターネット・セキュリティ関連製品も増加しました。畜産DXは、大口案件の引合いも増加しているものの、成約遅れ等により、前年度に比べ減少しました。

その結果、物流DX事業での品質問題対応の影響により、受注高は36億80百万円（前連結会計年度比12.8%減）、売上高は41億7百万円（同8.3%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経済環境の見通しにつきましては、企業収益は改善し、雇ユーザー所得や設備投資も増加する等、景気は緩やかに回復しております。その一方で、物価上昇の継続や人手不足による供給制約、米国の政策動向や中国経済の停滞、地政学リスクの長期化等の不確実な海外情勢等、依然として先行きは不透明な状況が続くことが予想されます。

そうした中、当社グループが属する情報サービス業界では、生成AI等の新たなデジタル技術の浸透、デジタル技術とデータを活用した社会や企業のDX化が更に進み、デジタル技術とそれに関連するサービスの需要は高い水準で続くものと思われれます。

このような環境において、当社グループは、新たに中期経営計画（2025-2027）を策定いたしました。プロダクト・サービスの機能的価値から顧客体験価値を軸にした事業モデルへの変革と、顧客や社会のDXやCX（カスタマー・エクスペリエンス）の加速に貢献する

ことにより、「最高のエクスペリエンスを支援するデジタル・サービス企業」を目指し、以下の4つの方針に取り組んでまいります。

- 方針1. 顧客起点のマーケティング戦略の展開
- 方針2. カスタマーサクセスに導くプロダクト・サービス力の実現
- 方針3. ビジネス拡大を支える投資戦略の推進
- 方針4. 持続的成長を支えるサステナビリティ経営の推進

その初年度である2025年度につきましては、以下のとおり取り組んでまいります。

- ①市場や顧客のニーズを起点とした戦略的かつ効率的なマーケティング・営業活動と社内連携による最適なソリューションの提案により受注の加速と拡大を目指します。
- ②前年度の品質問題を踏まえ、QCD（品質・コスト・納期）の厳守・安定化により、顧客信頼性・満足度の向上と製品・サービスの品質・利益向上を追求します。
- ③世界で急速に広がりを見せる生成AIを開発工程におけるプログラミング支援や、会議の議事録作成など、各業務において最大活用することにより、生産性の向上・収益性の向上につなげます。
- ④経営管理システムの刷新・強化と事業ポートフォリオマネジメントの強化によるデータドリブン経営を推進します。

全社一丸となって努めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度設備投資の総額は3億81百万円であり、事業拡大を目的とした設備の新設、開発生産性の向上やコストパフォーマンスの改善を目的とした開発用機器の導入、社内情報ネットワーク関連、基幹システム構築等に対する設備投資を行いました。

(4) 資金調達の状況

上記設備投資の資金につきましては、自己資金を充当しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	2021年度 (第45期)	2022年度 (第46期)	2023年度 (第47期)	2024年度 (第48期[当連結会計年度])
受 注 高 (百万円)	14,128	17,183	20,035	19,504
売 上 高 (百万円)	13,725	16,151	19,504	19,944
営 業 利 益 (百万円)	842	909	1,488	1,408
経 常 利 益 (百万円)	723	836	1,559	1,529
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	403	783	1,092	1,038
1 株当たり当期純利益 (円)	22.28	43.19	60.22	56.84
総 資 産 (百万円)	10,084	11,645	12,324	13,228

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数に基づき算出しております。
 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年度の期首から適用しており、2022年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 YE DIGITAL Kyushu	20百万円	96.67%	ソフトウェア開発

- (注) 1 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 2 2025年1月3日付でYE DIGITAL,Inc.は清算結了いたしました。

(7) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

当社グループは、当社および連結子会社1社で構成され、情報システムの構築・運営、情報処理ソフトウェアの開発・販売等の情報処理サービスの提供を行っております。

当社グループは、ビジネスシステムの構築やサービスを主体とした「ビジネスソリューション事業」、IoT、AI・ビッグデータ分析技術を活用したソリューションや組込・制御システムの開発を主体とした「IoTソリューション事業」の2事業を展開しております。

【ビジネスソリューション事業】

- ・企業向け基幹システム（販売管理／生産管理／購買管理／計数管理等）の構築
- ・移動体通信事業者向けシステム（携帯電話の加入者管理／計数管理）開発
- ・健康保険者向けソリューションシステムサービスの提供
- ・ネットワーク／システム基盤の設計・開発
- ・アウトソーシングサービス（運用・保守等）

【IoTソリューション事業】

- ・物流DXソリューションの構築
- ・IoTソリューションの構築（畜産DX／スマートシティ向け等）
- ・AI・ビッグデータ分析
- ・セキュリティ関連製品（セキュリティ対応型サーバ／セキュリティ関連ソフト等）
- ・製品組込ソフトの開発
- ・産業用／公共用の制御系アプリケーションシステム（上下水道の流量・水質管理等）の構築
- ・自治体向け情報通信基盤（地域WAN／施設内のLAN）の構築・運営

(8) 主要拠点等 (2025年2月28日現在)

株式会社 YE DIGITAL	本 社	北九州市小倉北区米町二丁目1番21号
	支社・支店	渋谷オフィス (東京都渋谷区)
	事業所等	Smart Service AQUA (北九州市小倉北区)
株式会社 YE DIGITAL Kyushu	本 社	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
		アジア太平洋インポートマート6階

- (注) 1 YE DIGITAL, Inc.は2025年1月3日付で清算終了いたしました。
2 三田オフィスおよび新百合ヶ丘オフィスは、2024年6月に開設した渋谷オフィス (東京都渋谷区) に統合移転いたしました。

(9) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

従業員数 (前期末比増減)
694名 (18名増)

- (注) 従業員数は、当社グループ (当社および連結子会社) から当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2025年2月28日現在)

当連結会計年度の所要資金は自己資金を充当しました。
なお、当連結会計年度末における借入金残高はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 64,000,000株

(2) 発行済株式総数 18,319,085株
(自己株式315株を除く。)

(3) 株主数 9,761名
(前期比1,117名減)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 安 川 電 機	6,940	37.89
Y E D I G I T A L 従 業 員 持 株 会	961	5.25
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	777	4.25
株 式 会 社 福 岡 銀 行	260	1.42
光 通 信 株 式 会 社	181	0.99
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	157	0.86
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N 1 4 0 0 4 0	155	0.85
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	133	0.73
楽 天 証 券 株 式 会 社	112	0.62
大 塩 学 而	100	0.55

- (注) 1 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2 持株比率は、自己株式315株を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2025年2月28日現在)

名 称	第 1 回 新株予約権	第 2 回 新株予約権	第 3 回 新株予約権	第 4 回 新株予約権
発行決議日	2017年5月12日	2018年4月20日	2019年4月19日	2020年4月17日
保有者数および新株予約権の数				
当社取締役（社外取締役を除く）	2名 129個	2名 194個	2名 282個	2名 526個
当社社外取締役	－ ー	－ ー	1名 24個	1名 45個
当社監査役（社外監査役を除く）	－ ー	－ ー	1名 24個	1名 45個
目的である株式の種類および数	普通株式 12,900株	普通株式 19,400株	普通株式 33,000株	普通株式 61,600株
新株予約権の払込金額	1株当たり 684円	1株当たり 552円	1株当たり 276円	1株当たり 506円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2017年6月15日から 2057年6月14日まで	2018年5月29日から 2048年5月28日まで	2019年5月28日から 2049年5月27日まで	2020年5月26日から 2050年5月25日まで
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社取締役および監査役または使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。			
名 称	第 5 回 新株予約権	第 6 回 新株予約権	第 7 回 新株予約権	第 8 回 新株予約権
発行決議日	2021年4月21日	2022年4月20日	2023年4月19日	2024年4月18日
保有者数および新株予約権の数				
当社取締役（社外取締役を除く）	2名 891個	2名 707個	2名 1,802個	3名 1,545個
当社社外取締役	1名 75個	1名 48個	1名 94個	1名 71個
当社監査役（社外監査役を除く）	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー
目的である株式の種類および数	普通株式 96,600株	普通株式 75,500株	普通株式 189,600株	普通株式 161,600株
新株予約権の払込金額	1株当たり 542円	1株当たり 349円	1株当たり 378円	1株当たり 635円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2021年5月25日から 2051年5月24日まで	2022年5月24日から 2052年5月23日まで	2023年5月23日から 2053年5月22日まで	2024年5月28日から 2054年5月27日まで
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社取締役および監査役または使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。			

- (注) 1 当社監査役（社外監査役含む）には新株予約権は付与しておりません。
 なお、監査役が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。
 2 第1回新株予約権は、当社社外取締役には新株予約権は付与しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

2024年4月18日開催の取締役会決議による新株予約権

名 称	第8回新株予約権
交付者数 当社執行役員	4名
新株予約権の数	426個
目的である株式の種類および数	普通株式42,600株
新株予約権の払込金額	1株当たり635円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2024年5月28日から2054年5月27日まで
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社取締役および監査役または使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(注) 上記の執行役員には、取締役兼務者は含んでいません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役 (2025年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	遠 藤 直 人	
代表取締役社長	玉 井 裕 治	
取締役執行役員	本 松 隆 之	管理本部長
取 締 役	下 池 正 一 郎	株式会社安川電機 執行役員 ICT本部長
取 締 役	三 浦 正 道	三浦・奥田・杉原法律事務所 パートナー
取 締 役	金 澤 美 冬	プロティアン株式会社 代表取締役社長 おじさん未来研究所 代表理事
監 査 役 (常 勤)	城 山 忠 毅	
監 査 役	相 良 陽 一	株式会社安川電機 監査部長
監 査 役	野 毛 由 文	ものづくりデザインラボ代表

(注) 1 2024年5月24日開催の第47回定時株主総会において、金澤美冬氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。

- 2 2024年5月24日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、取締役野口雄志氏は任期満了により退任いたしました。
- 3 取締役下池正一郎氏、取締役三浦正道氏および取締役金澤美冬氏は、社外取締役であります。
- 4 監査役相良陽一氏および監査役野毛由文氏は、社外監査役であります。
- 5 当社は取締役三浦正道氏、取締役金澤美冬氏および監査役野毛由文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考) 当社では執行役員制度を導入しております。2025年3月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 務 執 行 役 員	石 田 聡 子	業務改革本部長
常 務 執 行 役 員	大久保 誠 二	ビジネス事業統括 ビジネスDX本部長
常 務 執 行 役 員	竹 原 正 治	IOT事業統括 物流DXシステム本部長
執 行 役 員	田 原 圭 一 郎	YDX戦略推進室長
執 行 役 員	山 内 義 文	ソリューション営業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約の内容の概要はつぎのとおりであります。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員（社外役員を除く）がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

当該保険契約の被保険者は、社外役員を除く取締役および監査役であり、保険料につきましては、当社が95%、被保険者が5%を負担しております。2025年9月の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(注) 当社は本総会にて第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。監査等委員会設置会社へ移行した際は、役員等賠償責任保険契約の被保険者は取締役（社外取締役を含む。）となります。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等		
		総額	基本報酬	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (4名)	234,774千円 (22,217千円)	127,650千円 (13,200千円)	107,124千円 (9,017千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	25,620千円 (7,200千円)	25,620千円 (7,200千円)	—
計 (うち社外役員)	10名 (6名)	260,394千円 (29,417千円)	153,270千円 (20,400千円)	107,124千円 (9,017千円)

- (注) 1 上記には、2024年5月24日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
- 2 監査役（社外監査役含む）への非金銭報酬等の支給はありません。
- 3 取締役の報酬額は、基本報酬については2022年5月20日開催の第45回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を除く。）と決議いただいております。上記の取締役の報酬限度額の定めに係る取締役の員数は、7名（うち社外取締役4名）であります。また、基本報酬枠とは別枠で、2022年5月20日開催の第45回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は除く。）、新株予約権の個数を2,500個以内（うち社外取締役分は250個以内）とすることを決議いただいております。上記の新株予約権に関する報酬に係る取締役の員数は、5名（うち社外取締役2名）であります。
- 4 監査役の報酬額は、基本報酬については2022年5月20日開催の第45回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。上記の監査役の報酬限度額の定めに係る監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）であります。

<報酬等に関する事項>

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月26日付取締役会の決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認したため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および非金銭報酬等により構成しております。

ii. 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

iii. 非金銭報酬等

非金銭報酬等は、行使価格を1株当たり1円とする株式報酬型ストック・オプションにつき、役職位に応じて決定した個数を取締役会決議後、一定の時期に付与し、権利行使の条件として当社の取締役および監査役または使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に行使することとしております。

iv. 基本報酬または非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等に対する割合

基本報酬と非金銭報酬等の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準、当社の業績、従業員給与の水準を踏まえ、株主利益と連動し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

② ①に関する事項

個人別の報酬額については、基本報酬については、取締役会の委任決議に基づき、当社全体の業績を俯瞰している代表取締役社長である玉井裕治氏に対し、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定する権限を付与し、同氏において各取締役の基本報酬の額を決定しております。また、株式報酬型ストック・オプションについては、株主総会決議に基づいた報酬等の額、新株予約権の付与総数の範囲内において、取締役会決議を受けた支給内規に基づき、各取締役の新株予約権の割当個数を算定し、取締役会で決議することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役下池正一郎氏および社外監査役相良陽一氏の重要な兼職先である株式会社安川電機は、当社株式の37.89%を保有しており、当社は同社の情報処理業務を受託しているほか、同社の製品に組み込まれるソフトウェア等を受託開発しております。

社外取締役三浦正道氏の重要な兼職先である三浦・奥田・杉原法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

社外取締役金澤美冬氏の重要な兼職先であるプロティアン株式会社ならびにおじさん未来研究所と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役野毛由文氏の重要な兼職先であるものづくりデザインラボと当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	下池正一郎	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、IT・DX戦略および人材開発等に関する幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘等、議案・審議に必要な発言を適宜行っており、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等のための重要な役割を果たしております。
取締役	三浦正道	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、法律家としての専門知識と幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘等、議案・審議に必要な発言を適宜行っており、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等のための重要な役割を果たしております。
取締役	金澤美冬	2024年5月24日開催の第47回定時株主総会で選任された後、当事業年度に開催した10回の取締役会の全てに出席し、企業経営および人材開発等に関する幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘等、議案・審議に必要な発言を適宜行っており、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等のための重要な役割を果たしております。
監査役	相良陽一	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催した13回の監査役会の全てに出席し、社外での経験や専門性を活かし、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	野毛由文	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催した13回の監査役会の全てに出席し、社外での経験や専門性を活かし、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 1 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

2 当社では、取締役会に出席できない社外役員に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,200千円
②	当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,200千円

- (注) 1 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務は委託していません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める職務義務違反・任務懈怠等の項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

上記の場合のほか、会計監査人が適正な職務遂行が困難と認められた場合は、監査役会がその決議に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

6 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,746,938	流動負債	4,117,834
現金及び預金	3,196,971	支払手形及び買掛金	1,530,544
受取手形	9,754	未払費用	1,556,670
電子記録債権	291,556	契約負債	488,256
売掛金	2,442,307	未払法人税等	214,009
契約資産	2,878,218	役員賞与引当金	40,500
商品及び製品	150,242	その他	287,853
仕掛品	188,841		
原材料及び貯蔵品	13,864	固定負債	1,863,063
その他	593,323	退職給付に係る負債	1,531,714
貸倒引当金	△18,142	資産除去債務	325,648
固定資産	3,481,456	その他	5,700
有形固定資産	1,078,171		
建物及び構築物	916,238	負債合計	5,980,897
機械装置及び運搬具	381		
その他	161,551	(純資産の部)	
無形固定資産	251,193	株主資本	6,884,463
ソフトウェア	238,229	資本金	749,135
その他	12,964	資本剰余金	403,135
投資その他の資産	2,152,090	利益剰余金	5,732,284
投資有価証券	32,185	自己株式	△91
関係会社株式	105,437	その他の包括利益累計額	△93,960
退職給付に係る資産	348,215	その他有価証券評価差額金	8,328
繰延税金資産	1,114,347	退職給付に係る調整累計額	△102,288
その他	551,905	新株予約権	440,961
		非支配株主持分	16,032
		純資産合計	7,247,497
資産合計	13,228,394	負債純資産合計	13,228,394

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年3月1日から 2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		19,944,692
売上原価		14,703,621
売上総利益		5,241,071
販売費及び一般管理費		3,832,973
営業利益		1,408,098
営業外収益		
受取利息	2,642	
持分法による投資利益	68,174	
保険解約返戻金	28,165	
保険事務手数料	1,726	
為替差益	7,573	
未払配当金除斥益	294	
補助金の収入	19,500	
その他	1,406	129,484
営業外費用		
消費税等差額	2,927	
固定資産除却損	3,440	
保険解約の損	714	
その他	903	7,986
経常利益		1,529,595
特別損失		
関係会社清算損	6,026	6,026
税金等調整前当期純利益		1,523,569
法人税、住民税及び事業税	427,756	
法人税等調整額	43,427	471,183
当期純利益		1,052,385
非支配株主に帰属する当期純利益		13,587
親会社株主に帰属する当期純利益		1,038,798

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月14日

株式会社 Y E D I G I T A L
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 嵯峨 貴弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内野 健志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 Y E D I G I T A L の 2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 Y E D I G I T A L 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,830,921	流動負債	3,448,199
現金及び預金	2,934,742	買掛金	1,479,642
受取手形	9,754	未払金	128,123
売掛金	2,216,140	未払費用	1,214,418
契約資産	2,504,173	未払法人税等	59,176
電子記録債権	291,556	未払消費税等	94,411
商品	150,242	契約負債	456,119
仕掛品	127,954	預り金	16,307
貯蔵品	13,864		
前渡金	213,200		
前払費用	166,051		
その他の	203,239		
		固定負債	2,148,787
固定資産	3,570,398	退職給付引当金	1,829,859
有形固定資産	1,057,138	資産除去債務	318,927
建物	891,044		
機械及び装置	381		
工具、器具及び備品	165,712		
		負債合計	5,596,986
無形固定資産	268,409	(純資産の部)	
ソフトウェア	171,447	株主資本	6,355,043
ソフトウェア仮勘定	84,581	資本金	749,135
その他の	12,380	資本剰余金	403,135
		資本準備金	403,135
投資その他の資産	2,244,850	利益剰余金	5,202,864
投資有価証券	26,185	利益準備金	70,790
関係会社株式	44,500	その他利益剰余金	5,132,074
長期前払費用	11,804	別途積立金	925,055
前払年金費用	828,489	繰越利益剰余金	4,207,019
繰延税金資産	923,819	自己株式	△91
敷金の	392,710	評価・換算差額等	8,328
その他	17,341	その他有価証券評価差額金	8,328
		新株予約権	440,961
資産合計	12,401,319	純資産合計	6,804,332
		負債純資産合計	12,401,319

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年3月1日から 2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,944,315
売 上 原 価		13,721,498
売 上 総 利 益		4,222,817
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,425,223
営 業 利 益		797,593
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,436	
受 取 配 当 金	396,430	
為 替 差 益	7,565	
そ の 他	11,694	418,127
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	3,440	
消 費 税 等 差 額	2,927	
そ の 他	903	7,271
経 常 利 益		1,208,448
特 別 損 失		
関 係 会 社 清 算 損	6,026	6,026
税 引 前 当 期 純 利 益		1,202,421
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	182,402	
法 人 税 等 調 整 額	56,790	239,193
当 期 純 利 益		963,228

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月14日

株式会社 Y E D I G I T A L
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嵯峨 貴弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内野 健志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 Y E D I G I T A L の 2024年3月1日から2025年2月28日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討項目については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月15日

株式会社 YE DIGITAL 監査役会

常勤監査役 城山 忠毅 ㊟

社外監査役 相良 陽一 ㊟

社外監査役 野毛 由文 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識し、今後の事業拡大に向けた内部資金を確保しつつ、長期に渡る安定的な配当を実施することを基本方針としております。

これらの方針を踏まえ、第48期の期末配当につきましては、前期実績に対し3円増配し、1株当たり10円といたしたいと存じます。

なお、これにより中間配当金と合わせた年間配当金は、前期実績に対し8円増配の1株当たり20円になります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は183,190,850円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに、現在、社外取締役を対象としている責任限定契約の締結対象範囲を、業務執行を行わない取締役に拡大するものであります。なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする規定および剰余金の配当の基準日に関する規定を新設し、一部内容が重複する自己株式の取得、期末配当金および中間配当に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (4) 上記各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。
(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第1条～第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
<p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 本会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第20条 本会社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 ① 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 ① 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第5条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第19条 ① 本会社の取締役は、10名以内とする。 ② 前項の取締役のうち監査等委員である取締役は、6名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 ① 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 ① 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第22条 ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(招集)</p> <p>第25条 ① 取締役会を招集するには、会日の5日前までに各取締役および監査役に対し、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(招集)</p> <p>第24条 ① 取締役会を招集するには、会日の5日前までに各取締役に対し、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第26条～第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第32条 (新設)</p>	<p>第25条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 本社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 ① 本社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができるとする。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第33条 本会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第34条 ① 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第36条 ① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第38条 ① <u>監査役会を招集するには、会日の5日前までに各監査役に対し、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第39条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第40条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第41条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(招 集)</p> <p>第33条 ① <u>監査等委員会を招集するには、会日の5日前までに各監査等委員に対し、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(議事録)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第42条 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(<u>期末配当金</u>)</p> <p>第44条 <u>本会社は株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を支払う。</u></p> <p>(<u>中間配当金</u>)</p> <p>第45条 <u>本会社は、取締役会の決議によって毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「<u>中間配当金</u>」という。)をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 <u>本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(除斥期間) 第46条 期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 ① 本会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 ② 本会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。 ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(除斥期間) 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(附則) 第1条 第48回定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の定款変更の効力の発生を条件として発生するものとします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">たま い ひろ はる 玉井裕治 (1964年1月24日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1986年3月 当社入社 2013年9月 当社理事 2014年6月 当社執行役員 2018年3月 当社常務執行役員 2021年3月 当社専務執行役員IoT事業統括 組込・制御システム本部長 2021年5月 当社取締役専務執行役員IoT事業統括 組込・制御システム本部長 2022年5月 当社代表取締役社長、現在に至る。</p> <p>[取締役候補者とした理由] 玉井裕治氏は、システム開発ならびに営業の事業責任者を経て、2021年から当社取締役、2022年から当社代表取締役社長を務めております。これまで培われた経営者としての経営全般にわたる豊富かつ幅広い経験・見識等を当社経営に活かしていただくため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	10,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	<p style="text-align: center;">もと まつ たか ゆき 本 松 隆 之 (1966年3月25日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1989年 3月 株式会社安川電機製作所（現株式会社安川電機）入社</p> <p>2013年 3月 同社システムエンジニアリング事業部事業計画部長</p> <p>2017年 3月 欧州安川有限会社出向</p> <p>2021年 3月 株式会社安川電機環境・社会システム事業部事業企画部長</p> <p>2022年 3月 当社へ出向、当社管理本部経理部長</p> <p>2023年 3月 当社へ転籍、当社執行役員管理本部長</p> <p>2023年 5月 当社取締役執行役員管理本部長、現在に至る。</p> <p>[取締役候補者とした理由] 本松隆之氏は、株式会社安川電機で培われた豊富かつ幅広い経験・見識をもとに、当社の経営企画・管理の業務に携わる等、これまで培われた豊富かつ幅広い経験・見識等を当社経営に活かしていただくため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	3,000株

(注) 1 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。また、本議案で各候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で更新することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

本議案の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の定款変更の効力の発生を条件として発生するものとしします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	江藤知樹 (1964年3月24日生) 新任	1993年6月 当社入社 2009年3月 当社ソリューション技術本部組込ソリューション事業部長 2016年3月 当社ヘルスケア・公共ソリューション本部長 2017年3月 当社技術開発本部副本部長 2018年6月 当社デジタルプロダクト本部副本部長 2022年3月 当社サービスビジネス本部長 2024年9月 当社管理本部管理担当、現在に至る。 [監査等委員である取締役候補者とした理由] 江藤知樹氏は、当社でシステム開発をはじめ、研究開発、サービスビジネス等の業務に携わり、これまで培われた豊富かつ幅広い経験・見識等を当社経営、監査体制に活かしていただくため、監査等委員である取締役候補者いたしました。	3,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>しむ いけ しょう いち ろう 下池正一郎 (1968年5月21日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役候補者</p>	<p>1994年3月 株式会社安川電機入社 2015年3月 同社技術開発本部開発研究所自動化機器技術部長 2018年3月 同社ICT戦略推進室副室長 2018年5月 当社社外取締役、現在に至る。 2022年3月 株式会社安川電機執行役員ICT戦略推進室長 2024年3月 同社執行役員ICT本部長、現在に至る。</p> <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 下池正一郎氏は、株式会社安川電機でシステム開発をはじめ、研究開発、技術企画、生産管理、IT・DX推進等の業務に携わり同社の執行役員を務める等、これまで培われた豊富かつ幅広い経験・見識等を当社経営、監査体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。 同氏には、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しております。</p>	—
3	<p>み うら まさ みち 三浦正道 (1975年3月22日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員候補者</p>	<p>2001年10月 弁護士登録 三浦・奥田・岩本法律事務所（現三浦・奥田・杉原法律事務所）入所 2007年4月 同所パートナー、現在に至る。 2018年5月 当社社外取締役、現在に至る。</p> <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 三浦正道氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富かつ幅広い経験・見識等を当社経営、監査体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。 同氏には、当社の倫理にとらわれず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しております。</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p>かな ざわ み ふゆ 金澤美冬 (1981年9月29日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員候補者</p>	<p>2004年4月 三菱倉庫株式会社入社 2010年6月 株式会社ジェイエイシーリクルートメント入社 2013年3月 帝京短期大学入職 2018年7月 プロティアン株式会社代表取締役社長、現在に至る。 2023年6月 おじさん未来研究所代表理事、現在に至る。 2024年5月 当社社外取締役、現在に至る。</p> <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 金澤美冬氏は、三菱倉庫株式会社、株式会社ジェイエイシーリクルートメント、帝京短期大学、プロティアン株式会社、おじさん未来研究所で培われた豊かつ幅広い経験・見識等を当社経営、監査体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。 同氏には、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しております。</p>	—
5	<p>さが ら よう いち 相良陽一 (1967年10月1日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役候補者</p>	<p>1990年3月 株式会社安川電機入社 2006年8月 米国安川電機出向 2011年9月 株式会社安川電機経営企画室関連会社管理担当課長 2014年3月 欧州安川有限公司出向 2019年3月 株式会社安川電機ロボット事業部事業企画部長 2021年3月 同社監査部内部統制担当部長 2022年3月 同社監査部長、現在に至る。 2022年5月 当社社外監査役、現在に至る。</p> <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 相良氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、株式会社安川電機で培ってきた専門的な知識・経験等を当社経営、監査体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。 同氏には、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しております。</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	野毛由文 (1960年3月26日生) 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	1982年4月 株式会社リコー入社 1997年4月 同社化成成品事業部第2開発部開発グループリーダー 2008年4月 同社サーマル事業部販売チームリーダー 2012年10月 同社サーマル事業部顧客サポートチームリーダー 2020年4月 ものづくりデザインラボ代表、現在に至る。 2023年5月 当社社外監査役、現在に至る。 [監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 野毛氏は、株式会社リコーおよびものづくりデザインラボで培ってきた専門的な知識・経験等を当社経営、監査体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 同氏には、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しております。	—

(注) 1 下池正一郎氏は株式会社安川電機執行役員ICT本部長、また、相良陽一氏は同社監査部長であり、同社は当社株式を6,940千株（持株比率37.89%）保有しており、当社は同社の情報処理業務を受託しているほか、同社の製品に組み込まれるソフトウェア等を受託開発しております。

2 その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3 下池正一郎氏、三浦正道氏、金澤美冬氏、相良陽一氏および野毛由文氏は社外取締役候補者であります。また、三浦正道氏、金澤美冬氏および野毛由文氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案で各氏が選任された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

4 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者の独立性について

- ① 下池正一郎氏、三浦正道氏および金澤美冬氏は、現在社外取締役であります。それぞれ社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、下池正一郎氏および三浦正道氏が7年、金澤美冬氏が1年となります。
- ② 相良陽一氏および野毛由文氏は、現在社外監査役であります。それぞれ社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって、相良陽一氏が3年、野毛由文氏が2年となります。
- ③ 三浦正道氏、金澤美冬氏および野毛由文氏は、現在または過去10年間に於いて、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。
- ④ 三浦正道氏、金澤美冬氏および野毛由文氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役、監査役その他これらに類する者としての報酬等を除く）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ⑤ 下池正一郎氏および相良陽一氏は、現在または過去10年間に於いて当社の特定関係事業者である株式会社安川電機の業務執行者であり、過去2年間に於いて使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。
- ⑥ 下池正一郎氏、三浦正道氏、金澤美冬氏、相良陽一氏および野毛由文氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

(2) 在任中に不当な業務執行が行われた事実およびその事実の発生防止および事後の対応について
該当事項はありません。

(3) 責任限定契約について

当社は、下池正一郎氏、三浦正道氏、金澤美冬氏、相良陽一氏および野毛由文氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限定額を限度とする責任限定契約を締結しております。本議案をご承認いただいた場合、第2号議案による、変更後の定款に基づき、当社は各氏との間で同様の責任限定契約を継続するとともに、江藤知樹氏との間でも同様の責任限定契約を締結する予定です。

5 役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。また、本議案で各候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に更新することを予定しております。

(ご参考) 取締役会の構成 (本総会において各候補者が選任された場合)

氏名	性別	新任/ 再任	役職	企業 経営	事業 戦略	IT DX	ダイバーシティ 人材開発	財務 会計	法務リスク 管理
玉井 裕治	男性	再任	代表取締役 社長	●	●	●	●		
本松 隆之	男性	再任	取締役 執行役員		●		●	●	●
江藤 知樹	男性	新任	取締役 監査等委員		●	●	●		
下池 正一郎	男性	新任	社外取締役 監査等委員		●	●	●		
三浦 正道	男性	新任	社外取締役 監査等委員 独立役員				●		●
金澤 美冬	女性	新任	社外取締役 監査等委員 独立役員	●			●		
相良 陽一	男性	新任	社外取締役 監査等委員				●	●	
野毛 由文	男性	新任	社外取締役 監査等委員 独立役員	●			●		

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（金銭）決定の件

当社取締役の報酬額は、2022年5月20日開催の第45回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）とご承認をいただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額（金銭）の定めを廃止し、新たに、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額（金銭）を年額200百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内）といたしたく存じます。なお、取締役の報酬額（金銭）には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の報酬等にかかる決定方針は事業報告17頁に記載のとおりであります。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおりご承認いただけますと、本議案にかかる取締役は2名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額（金銭）決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の職責に相応しい報酬水準とするため、監査等委員である取締役の報酬額（金銭）を年額70百万円以内といたしたく存じます。

本議案は、監査等委員である取締役が、監査等委員として、これまで監査役が担っていた監査業務を行うとともに、取締役として取締役会に出席、決議に参加するなど他の取締役の職務執行を監督する職務を担うことから、当社のガバナンスにおいて監査等委員である取締役の職責に相応しい報酬水準といたしたく存じます。

なお、第2号議案および第4号議案「監査等委員である取締役6名選任の件」が原案どおりご承認いただけますと、本議案にかかる監査等委員である取締役は6名となります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容の決定の件

1. 提案の理由

当社は、2015年より株式報酬型ストック・オプションを導入し、その後、2022年5月20日開催の第45回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は除く。）、新株予約権の個数を2,500個以内（うち社外取締役分は250個以内）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。現在の株式報酬型ストック・オプションを廃止する一方、従来どおり、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆さまの利益を重視した業務展開を図ることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は除く。）、新株予約権の個数を2,500個以内（うち社外取締役分は250個以内）といたしたく存じます。

本議案は、株式報酬型ストック・オプションの目的、経済情勢や社会水準他当社を取り巻く経営環境、取締役の役割や責務、当社の業績状況、当社の取締役の報酬等にかかる決定方針その他諸般の事情を考慮して、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、当社の取締役の報酬等にかかる決定方針は事業報告17頁に記載のとおりであります。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおりご承認いただけますと、本議案にかかる取締役は2名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の総数

各事業年度において2,500個（うち社外取締役分は250個）を年間の上限とする。

(2) 目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的

である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が普通株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルの公正な算定方式により算定された新株予約権の公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、当社の取締役又は使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは

は株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

（9）その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

[ご参考]当社執行役員に対しても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と同様に株式報酬型ストック・オプションとして、上記2.(2)ないし(9)と同内容の新株予約権を、取締役会の決議により割当てする予定です。

第8号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容の決定の件

1. 提案の理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の監査等委員である取締役の報酬額（金銭）は、第6号議案「監査等委員である取締役の報酬額（金銭）決定の件」で年額70百万円以内とご承認いただく予定ですが、このたび、当社の監査等委員である取締役については、株主の皆さまと価値を共有し、当社のガバナンス強化を図り、企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、上記の報酬額（金銭）とは別枠にて、監査等委員である取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額40百万円以内、新株予約権の個数を500個以内といたしたく存じます。

本議案は、株式報酬型ストック・オプションの目的、当社を取り巻く経営環境及びガバナンスにおける監査等委員である取締役の職責、当社の業績状況などを考慮して、相当であるものと判断しております。

なお、第2号議案および第4号議案「監査等委員である取締役6名選任の件」が原案どおりご承認いただけますと、本議案にかかる監査等委員である取締役は6名となります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の総数

各事業年度において500個を年間の上限とする。

(2) 目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が普通株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

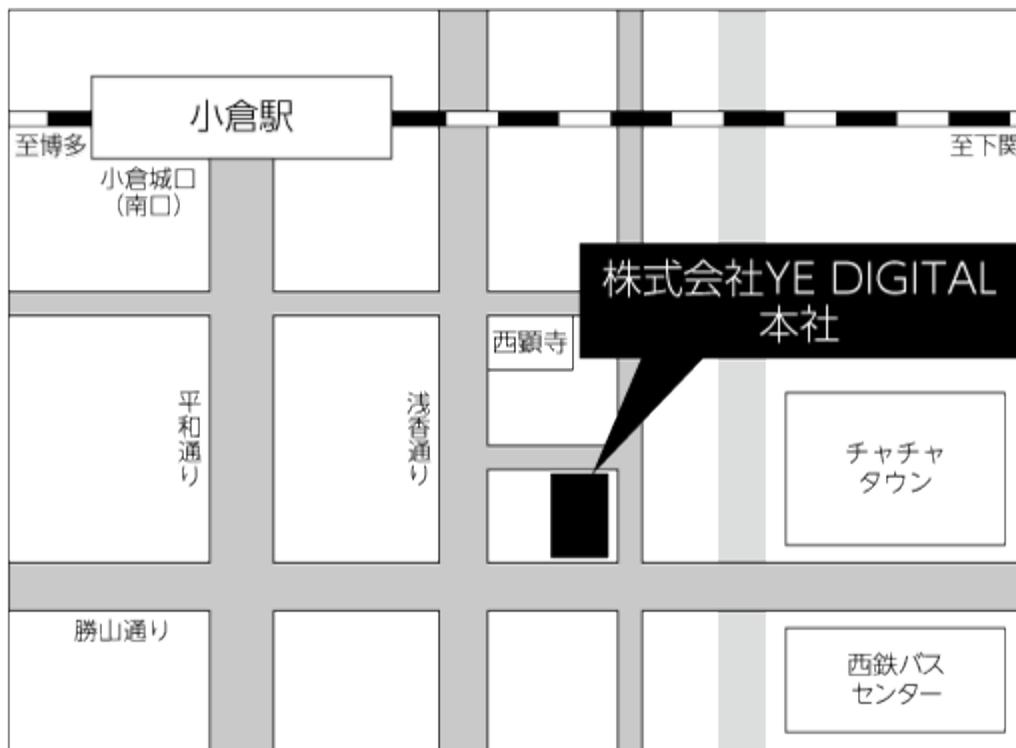
また、前記のほか、決議日以降、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルの公正な算定方式により算定された新株予約権の公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、当社の取締役又は使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (8) 新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) その他の新株予約権の募集事項
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 株式会社YE DIGITAL本社 プレゼンテーションルーム
北九州市小倉北区米町二丁目1番21号 APエルテージ米町ビル6階
TEL 093(522)1010(代)
JR小倉駅小倉城口(南口)から徒歩約7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

